

埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画策定・推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県教育委員会に、埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第7条の3第1項に基づく障害者活躍推進計画の策定若しくは変更又は当該計画に基づく取組の推進に係る事項について審議する。

(構成)

第3条 委員会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、教育総務部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、県立学校部長、市町村支援部長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議長となり会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。
- 4 委員長は、委員会における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならない。

(幹事会)

第5条 委員会の取扱事項を整理するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、教育総務部副部長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、議長となり会務を総理する。
- 6 副幹事長は、県立学校部副部長、市町村支援部副部長をもって充てる。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 幹事長は、必要があると認めるときは、専門的な協議又は調整をするため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、関係職員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、副幹事長の中から充てる。
- 4 部会長は部会を招集し、議長となり会務を総理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、総務課が行う。

2 部会の庶務は幹事長が指定した課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月7日から施行する。

埼玉県教育局障害者雇用推進委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員長	教育総務部長
副委員長	県立学校部長 市町村支援部長
委員	教育総務部副部長 県立学校部副部長 市町村支援部副部長（小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課の所掌に係る） 教育総務部総務課長 教育総務部財務課長 教育総務部福利課長 県立学校部県立学校人事課長 県立学校部高校教育指導課長 県立学校部特別支援教育課長 市町村支援部小中学校人事課長 市町村支援部義務教育指導課長 市町村支援部教職員採用課長 障害者である職員

別表2（第5条関係）

幹事長	教育総務部副部長
副幹事長	県立学校部副部長 市町村支援部副部長（小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課の所掌に係る）
委員	教育総務部総務課長 教育総務部財務課長 教育総務部福利課長 県立学校部県立学校人事課長 県立学校部高校教育指導課長 県立学校部特別支援教育課長 市町村支援部小中学校人事課長 市町村支援部義務教育指導課長 市町村支援部教職員採用課長